

定例的な点検整備及び修理工事に関する事務取扱要綱

(昭和61年11月1日局長決)

(最近改正 令和6年6月6日設備保全センター所長決)

次の定例的な点検整備及びこれに伴う修理工事については、設備保全センターから施行対象担当への合議を省略し、契約締結後、事業請負契約通知書の写しを当該施行対象担当へ送付する。

記

- (1) 受水槽高置水槽清掃整備
- (2) 給湯用膨張水槽清掃整備
- (3) 給湯用ボイラ一点検整備
- (4) 净化槽清掃
- (5) 汚水溜清掃
- (6) 防火扉等の点検整備
- (7) 自動扉等の点検整備
- (8) エレベーター保守
- (9) 小荷物専用昇降機保守
- (10) 低温保存庫保守
- (11) 空調設備整備
- (12) シャッタ一点検整備
- (13) 自動火災報知設備及び誘導灯点検整備
- (14) その他点検整備

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月25日から実施し平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。